

○ 三重県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表（本文）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
三重県有料老人ホーム設置運営指導指針 目次 1 用語の定義 2 基本的事項 3 設置者 4 立地条件 5 規模及び構造設備 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 7 職員の配置、研修及び衛生管理 8 有料老人ホーム事業の運営 9 サービス等 10 事業収支計画 11 利用料等 12 契約内容等 13 情報開示 14 電磁的記録等 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～11 （略）	三重県有料老人ホーム設置運営指導指針 目次 1 用語の定義 2 基本的事項 3 設置者 4 立地条件 5 規模及び構造設備 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 7 職員の配置、研修及び衛生管理 8 有料老人ホーム事業の運営 9 サービス等 10 事業収支計画 11 利用料等 12 契約内容等 13 情報開示 14 電磁的記録等 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～11 （略）

12 契約内容等

(1)～(5) (略)

(6) 入居者募集等

一・二 (略)

三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

(7)～(9) (略)

12 契約内容等

(1)～(5) (略)

(6) 入居者募集等

一・二 (略)

(新設)

(7)～(9) (略)

13・14 （略）

附 則

この指導指針は、令和6年12月24日から施行する。

13・14 （略）

（新設）